

令和 7 年度前橋市老朽空き家解体補助金交付要項

令和 7 年 4 月 1 日から適用

取扱担当課

前橋市役所建築住宅課（8 階）

電話 8 9 8－6 0 8 1（直通）

2 2 4－1 1 1 1（内線 3 8 3 0）

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	倒壊等のおそれがあり、または将来的に特定空き家となる可能性がある空き家の解体工事に係る費用に対し補助することにより、空き家の適正管理の促進を図ります。
内容	用語の定義 1 空き家 居住していた者がいなくなってから概ね 1 年以上経過した戸建ての住宅（店舗等併用住宅を含む） ※共同住宅、店舗等については補助の対象となりません。 2 住宅 完全に区画された建物で、「1 つ以上の居住室があり、専用の炊事用流し（台所）・トイレ・出入口」の 4 つの設備要件を満たしている「1 つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」ように建築された建物とします。
交付の対象となる住宅	対象となる住宅は、昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築された空き家とします。ただし、火災などにより居住困難なことが明白であるものは対象とします。
補助対象者	補助対象者は、次のすべてに該当する個人とします。ただし、千代田町の法人が所有する空き家を解体する場合は、法人の申請をできるものとします。 1 申請及び着工前に前橋市空き家利活用センターに相談を行った者 2 市税の滞納がない者 3 昨年度までに前橋市空き家対策補助を受けていない者 4 次のいずれかに該当する者 ア 空き家の所有者で、解体しようとする者 イ 空き家の所有者の法定相続人を代表して解体しようとする者 ウ 空き家の所有者等から承諾を得て、解体しようとする者 5 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項のすべてに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。

		(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
	交付の対象となる工事	補助対象となる工事は、次のすべてに該当する工事とします。 1 空き家の解体工事及びそれに伴う残置物処分、物置、塀等の附属構築物の解体工事や設計費、アスベスト調査費等 ※その他、敷地内を更地にするために必要な工事 2 市内の事業者が行う工事 ※市内の住所表記で見積書、領収書を発行できる業者 3 未着工の工事で、令和8年3月13日(金)までに実績報告書の提出ができる工事 4 国または本市等が実施する他の補助金を受けていない工事
	交付の対象とならない費用	以下の費用は対象となりません。 ・空き家及び土地の取得に係る費用
	交付金額	交付金額は、対象となる工事費用※の3分の1以内で、次の基本額と加算額の合計額とします。 ア 基本額 25万円 イ 加算額 居住誘導区域内にある空き家の場合5万円 ※消費税及び地方消費税を除いた費用を対象費用とし、1,000円未満の端数は、切り捨てます。
	交付回数	補助金の交付は、1申請者当たり1棟1回限りとします。
	居住誘導区域	市役所9階 都市計画課で居住誘導区域の確認をしてください。
	交付条件	1 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。 2 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。
交付 手 続 等	事前相談	1 補助対象者は下記により前橋市空家利活用センターに事前相談を行ってください。 (1) 事前相談の期間は、令和7年4月3日（木）から令和8年1月30日（金）までとします。 (2) 相談時に補助金事前相談シートを提出してください。 2 相談後、補助金交付申請書兼誓約書を渡します。

実績報告等	交付申請の方法	補助対象者（以下「申請者」という。）は、工事開始前に次の書類を提出してください。最終の受付は令和8年1月30日（金）とします。 ※受付期間中であっても令和7年度の予算に達し次第、受付を終了します。 (1) 補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号） (2) 建物登記全部事項証明書の写し（直近3か月以内のもの） ※未登記の場合は、納税通知書の課税明細書の写し、または土地・家屋名寄帳の写し (3) 工事見積書の写し（工事内容と費用の内訳が分かるもの） (4) 工事場所の写真（施工前） (5) 概ね1年以上空き家であることが確認できる書類 （例 電気・水道の停止日が分かるもの、ガス閉栓証明等） (6) 居住誘導区域確認書 （居住誘導区域の空き家を解体する場合） (7) 空き家の解体に関する承諾書 （申請者と空き家の所有者が異なる場合または共有名義の場合） （様式第2号） (8) 【空き家の所有者が亡くなっている場合のみ必要】 空き家の解体に関する確約書（様式第3号）と所有者が亡くなっていることが確認できる書類の写し （※戸籍謄本や除票住民票の写しなど）
	交付決定	申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）を申請者に通知します。 ※補助金額は見積書の金額で決定します。申請後の増額変更はできません。ただし、支払額が見積書の金額より減額になった場合は、補助金額は減額になります。
	変更申請の方法	1 契約の相手方を変更した場合や大幅に工事の内容を変更した場合は、遅滞なく次の書類を提出してください。 (1) 変更承認申請書（様式第5号） (2) 変更後の工事見積書の写し 2 変更承認申請書等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し変更承認通知書（様式第6号）を申請者に通知します。
	実績報告書の提出	1 申請者は、工事完了日または領収書が発行された日から30日以内に次の書類を提出してください。なお、最終の受付日は令和8年3月13日（金）とします。 (1) 実績報告書（様式第7号） (2) 施工業者が発行する工事領収書の写し ※領収書記載の業者住所が前橋市内であるもの ※金融機関の振込受付書やクレジットカードのレシートなどは不可とします。 (3) 工事完了箇所の写真（解体後） (4) 通帳の表紙裏の写し （金融機関名、支店名、口座番号、カナ氏名が分かる部分） ※通帳が発行されていない場合は、上記内容が分かるもの 2 上記実績報告書類の審査及び調査を行い、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第8号）を申請者に通知します。

	補助金の請求	申請者は補助金額の確定後、補助金交付請求書（様式第 9 号）により補助金を請求してください。
取下げ等	交付決定の取消し、または補助金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部または一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定または交付を受けたとき (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき 2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付を取り消された場合、取消に係る部分の金額を指定された期日までに返還しなければなりません。
	取下げ申請の方法	1 対象事業が中止となった場合や実績報告書の提出ができない場合は、取下げ書（様式第 10 号）を提出してください。 2 受理後、取下げ通知書（様式第 11 号）を申請者に通知します。
様式	申請書等の書式	1 補助金交付申請書兼誓約書（様式第 1 号） 2 承諾書（様式第 2 号） 3 確約書（様式第 3 号） 4 補助金交付決定通知書（様式第 4 号） 5 変更承認申請書（様式第 5 号） 6 変更承認通知書（様式第 6 号） 7 実績報告書（様式第 7 号） 8 補助金額確定通知書（様式第 8 号） 9 補助金交付請求書（様式第 9 号） 10 取下げ書（様式第 10 号） 11 取下げ通知書（様式第 11 号）
	備考	前橋市空き家バンク家財処分補助事業と併用して申請をすることはできません。